

中分類 34—機械製造業(電気機械器具を除く)

総 説

この中分類には、電気機械器具、輸送用機械器具、計量器、測定器、測量機械、医療機械、理化学機械、光学機械、時計、武器を除いたほかの機械の製造に従事する事業所が分類される。機械の中に組みこまれているか、または容易に取はずすことのできるような原動機で動かされる機械類は民生用電気機械器具を除いて本分類に含まれる。また、動力付手持工具、可搬工作機械類はここに含まれるが、手工具は中分類33—金属製品製造業〔332〕に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

341 ボイラー、原動機製造業

3411 ボイラー製造業

主としてボイラーおよび付属品の製造に従事する事業所をいう。

主として加熱用としての温水かんの製造に従事する事業所は中分類33〔3343〕に分類される。

- 工業用ボイラー製造業；原動機用ボイラー製造業
- ×温水かん(缶)製造業〔3343〕

3412 蒸気機関、タービン、水力タービン製造業(舶用を除く)

主として蒸気機関、蒸気タービン、水車および水力タービン、ガスタービンの製造に従事する事業所をいう。

主として機関車の製造、改造をおこなう事業所は中分類36〔3621〕に、ターボゼネレーターは中分類35〔3511〕に分類される。

- 蒸気機関製造業；蒸気タービン製造業；水力タービン製造業
- ×機関車製造業〔3621〕；ターボゼネレーター製造業〔3511〕

3413 はん用内燃機関製造業

主として一般用の内燃機関の製造に従事する事業所をいう。主として自動車用および自転車用エンジンの製造に従事する事業所は中分類36〔3613〕に、航空機用エンジンは中分類36〔3652〕に、舶用機関は細分類3414に分類される。

中分類34—機械製造業（電気機械器具を除く）

- ガソリン機関製造業；石油機関製造業；ディーゼル機関製造業；ガス機関製造業
- ×自動車用内燃機関製造業[3613]；自動二輪車用内燃機関製造業[3613]
- 航空機用内燃機関製造業[3652]；船用内燃機関製造業[3414]

3414 船用機関製造業

主として船用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関の製造に従事する事業所をいう。

- 船用機関製造業

3419 他に分類されない原動機製造業

主として他に分類されない原動機の製造に従事する事業所をいう。主な製品は、水車（水力タービンを除く）、風力機関、圧縮空気機関などである。

- 圧力機関製造業；圧縮空気機関製造業；水車製造業（水力タービンを除く）
- ×蒸気かん(缶)製造業[3343]

342 農業用機械製造業（農器具を除く）

3421 農業用機械製造業（農器具を除く）

主として耕うん、整地、栽培、管理、収穫、調整用その他の農業用に使用される機械（トラクターを除く）を製造する事業所をいう。

主として農業用手道具の製造に従事する事業所は中分類33〔3327〕に分類される。

- 農耕用機械製造業；動力耕うん機製造業；は種(播種)機械製造業；刈取機械製造業；碎土機製造業；噴霧機製造業；脱穀機製造業；除草機製造業；わら加工用機械製造業；ふ卵(孵卵)装置製造業；育すう(育雑)装置製造業；ガーデントラクター製造業
- ×農器具製造業[3327]；トラクター製造業[3432]

343 建設機械、鉱山機械製造業(建設用、農業用、運搬用トラクターを含む)

3431 建設機械、鉱山機械製造業

主としてしゆんせつ(浚渫)，発掘，道路および航空港建設ならびに油井および井戸の掘さくなどの土木建設および鉱山業に使用される重機械器具の製造に従事する事業所をいう。

中分類34—機械製造業（電気機械器具を除く）

主として石炭、鉱山用のコンベヤーの製造をおこなうものは小分類347〔3474〕に、鉱石の破碎、選鉱、ふるい分(篩分)ならびに精選機械の製造をおこなうものは小分類347〔3477〕に分類される。

○建設機械および装置、部分品、付属品製造業；鉱山機械および装置、部分品、付属品製造業；さく井機械製造業；エキスカベーター製造業；タンバーカー製造業；油田用機械器具製造業；ロードローラー製造業

×クレーン製造業〔3474〕；破碎機製造業〔3477〕；選鉱装置製造業〔3477〕；炭車製造業〔3622〕；ダンプトラック製造業〔3611〕

3432 トラクター製造業

主として建設用、運搬用および農業用トラクターの製造に従事する事業所をいう。ただしガーデントラクターの製造に従事する事業所は小分類342〔3421〕に分類される。

○建設用トラクター製造業；運搬用トラクター製造業；農業用トラクター製造業
×ガーデントラクター製造業〔3421〕

344 金属加工機械製造業

3441 金属工作機械製造業

主として金属塊から切削加工製品を製造する工作機械類の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、プローチ盤、研削盤、歯切および歯車仕上機械、形削盤、堅削盤、ホーニングおよびラップ盤、金切のこぎり盤などである。

○金属工作機械製造業；工作機械再生業；旋盤製造業；ボール盤製造業；フライス盤製造業；研削盤製造業；歯切盤製造業；歯車仕上機械製造業

×鍛造機械製造業〔3442〕；金属プレス機械製造業〔3442〕；工作機械部分品、付属品製造業〔3443〕；タップ、ダイス製造業〔3444〕；機械工具製造業〔3444〕；切削工具製造業〔3444〕

3442 金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）

主としてプレス、鍛造、屈曲、圧延、切断をおこなう機械を製造する事業所をいう。これらの機械の成形作業は切削工具によらないものである。

主な製品は圧延機械、線引機、製管機、ベンディングマシン、液圧

中分類34—機械製造業（電気機械器具を除く）

プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン、
人力プレス、ガスよう接機などである。

主として電気よう接機の製造に従事する事業所は中分類35〔3516〕に
分類される。

○圧延機械製造業；線引機製造業；製管機製造業；機械プレス製造業；せん断
(剪断)機製造業；鍛造機製造業；ダイカスト機械製造業；ガスよう接機製造業
×電気よう接機製造業〔3516〕

3443 金属工作機械、その他の金属加工機械付属品製造業（機械工具を除く）

主として金属工作機械およびその他の金属加工機械部分品および付属
品の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は (1) 旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、その他の
工作機械部分品および付属品 (2) 金属圧延用ロール、鍛造型、プレス
型、スタンプ型、パンチ型、ダイカスト型、ダイピン類およびダイスプ
リングなどである。

○金属工作機械部分品製造業；鍛造型製造業；スタンプ型製造業；プレス型製造
業；金属加工機械部分品製造業；金属圧延用ロール製造業
×じ具(治具)製造業〔3444〕

3444 機械工具製造業（粉末や金業を除く）

主として動力付の手持工具、切削工具、工具保持器、じ具(治具)など
の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は (1) 電動工具、空気動工具、(2) ブローチ、カッター、
バイト、ドリル、リーマー、タップ、ダイス、ダイヤモンド工具、超硬
工具、その他の切削工具、(3) アーバー、コレット、ソケットその他の
工具保持器などである。

主として手工具（動力付でないもの）の製造に従事する事業所は中分
類33〔3324〕に、超硬チップは中分類33〔3353〕に分類される。

○精密測定工具製造業；切削工具製造業；じ具(治具)製造業；ダイヤモンド工具
製造業；超硬工具製造業；バイト製造業；ダイス製造業；動力付手持工具製造業
(ドリル、びよう打ハンマー、グラインダーなど)

×手工具製造業〔3324〕；工業用計量器製造業〔371〕

中分類34—機械製造業（電気機械器具を除く）

345

織維機械製造業

3451 紡績機械製造業

主として織維原料から糸を製造する機械の製造に従事する事業所をいう。主な製品は、紡績機械、蚕糸機械、紡績用準備機械などである。

○綿、スフ紡績機械製造業；毛紡績機械製造業；麻紡績機械製造業；絹紡績機械製造業；ねん糸機械製造業；紡績準備機械製造業；蚕糸機械製造業；織維そりゆう(櫛梳)機械製造業

3452 織機、編組機械製造業

主として編機、組機、織機、レース機械、刺しゅう機械、製網機械、製綱機械のような織物、編物製造機械の製造に従事する事業所をいう。

○綿織機製造業；絹、人絹織機製造業；麻、毛織機製造業；自動織機製造業；特殊織機(リボン、ピロード、じゅうたんなど)製造業；製ちよう(製紐)機製造業；メリヤス機械製造業；製綱機械製造業；製綱機械製造業；レース機械製造業；刺しゅう(刺繡)機械製造業

×金属織物用機械製造業〔3469〕；金網製造機械製造業〔3469〕；綱索機械製造業〔3469〕

3453 染色整理機械製造業

主として精練、染色、なつ染(捺染)、乾燥機械のような糸および織物の処理、仕上げ機械を製造する事業所をいう。

○織維精練漂白機械製造業；染色機械製造業；なつ染機械製造業；精練(織物)機械製造業；漂白(織物)機械製造業；織物仕上機械製造業；織物乾燥機械製造業

3454 織維機械部分品、取付具、付属品製造業

主として織維機械の部分品、取付具および付属品の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は紡績機械部分品、織物機械部分品、染色および整理機械部分品、スピンドル、針布、シャットル、ワイヤーベルト、ジヤカード、おさ、木管、ドロツパー、チンローラー、フルテッドローラーおよびリングなどである。主としてミシン部分品の製造に従事する事業所は小分類348〔3482〕に分類される。

○紡績機械部分品製造業；織物機械部分品製造業；染色および整理機械部分品製造業；スピンドル製造業；針布製造業；シャットル製造業；ジヤカード製造業；

中分類34—機械製造業（電気機械器具を除く）

おさ製造業；木管製造業；ドバー製造業

×ミシン部分品製造業[3482]；縫針製造業[3954]

346 特殊産業用機械製造業（金属加工機械を除く）

3461 食料品加工機械製造業

主として食料品製造業ならびに飲料製造業において用いる機械、食料品をかん詰にしたり包装したりする機械を製造する事業所をいう。主な製品はパン製造機械および装置（パン切り機械、巻付機械、混合機）、かん詰機械、チョコレートおよび製菓機械、酪農品製造機械および装置、牛乳処理機械および装置、アイスクリーム製造機械、ミルクぎょう結蒸りゅう機械および関連装置、精米機械、製粉機械、製糖機械、コーヒーあぶり機械、コーヒー粉碎機械、食料切削機械、粉碎機械、混合機械、切断機械、南京豆ぱい焼機械、はじきとうもろこし製造機械ならびにその部分品、付属品などである。

主として冷凍機械の製造に従事する事業所は小分類348 [3483] に分類される。

○精穀機械および装置製造業；製粉機械製造業；製めん（製麵）機械製造業；さく油機械製造業；かん（缶）詰、びん詰機械製造業；水産加工機械製造業；畜産加工機械製造業；酪農製品製造機械および装置製造業；アイスクリーム製造機械および装置製造業；菓子製造機械および装置製造業；食料品加工機械部分品および付属品製造業；牛乳および乳製品加工機械製造業；製菓機械製造業

×冷凍機械製造業[3483]

3462 製材、木工機械製造業

主として製材所、製板所、箱および家具製造業者の用いる機械、木型製造業者、合板製造業者および家庭用、商業用の小さい木工機械、運搬し得る電気用木工機械の製造に従事する事業所をいう。主としてかんな、おの（斧）、小刀、手引のこぎりおよびのこぎり歯の製造をおこなうものは中分類 33 [332] に分類される。

○製材機械製造業；目立機械製造業；木工旋盤製造業；ベニヤ機械製造業；自動かんな（刨）製造業

×木工手工具製造業[332]；のこぎり（鋸）歯製造業[3326]

中分類34—機械製造業（電気機械器具を除く）

3463 パルプ装置、製紙機械製造業

主として紙、パルプおよび板紙製造に用いる機械の製造に従事する事業所をいう。

主として印刷製本業用の機械を製造するものは細分類3464に分類される。

○パルプ製造機械および装置製造業；製紙機械および装置製造業

×印刷、製本機械製造業[3464]

3464 印刷、製本、紙工機械製造業

主として印刷所、製本所および紙工品製造事業所などで用いる機械製造に従事する事業所をいう。

○印刷機械および装置製造業(事務用を除く)；石版印刷機械および装置製造業；鉛版印刷機械製造業；製本機械および装置製造業；植字機および装置製造業；活字製造業(印刷機用のもの)；活字鋳造機製造業；電気版機械製造業；印刷用ローラー製造業

×染色機械製造業[3453]；事務用印刷機械製造業[3489]

3465 鋳造装置製造業

主として鋳造装置の製造に従事する事業所をいう。

○鋳造装置製造業

×ダイカスト機械製造業[3442]

3469 その他の特殊産業用機械製造業

主としてその他の特殊な産業用機械の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は縫綿機、帽子製造機、白熱電球製造装置、革処理機、たばこ製造機械、ゴム製品製造機械、合成樹脂製造機械、製か(製靴)機械および石細工機械などである。

○縫綿機械製造業；帽子製造機械製造業；皮革処理機械製造業；ゴム製品製造機械製造業；合成樹脂製造機械製造業；たばこ製造機械製造業；製か(製靴)機械製造業；石工機械製造業；アンブル充てん機械製造業；製びん(製瓶)機械製造業；鉛筆製造機械製造業；捕鯨砲製造業

×ミシン製造業[3482]；製菓機械製造業[3461]

中分類34—機械製造業（電気機械器具を除く）

347 一般産業用機械、装置製造業

3471 ポンプ、ポンプ装置製造業

主として家庭ポンプを含む一般産業用ポンプおよびポンプ装置の製造に従事する事業所をいう。

主としてガソリン給油所の計量ポンプの製造に従事する事業所は小分類3489に分類される。

○手動ポンプ製造業；動力ポンプ製造業；家庭用ポンプ製造業

×ガソリンスタンド用計量ポンプ製造業〔3489〕；航空原動機用ポンプ製造業〔3652〕

3472 空気圧縮機、ガス圧縮機、送風機製造業

主として空気およびガス圧縮機、送風機ならびに排風機の製造に従事する事業所をいう。

主として冷凍機、空気調節装置を製造する事業所は小分類348〔3483〕に分類される。

○圧縮機製造業；吹付機製造業；送風機製造業；排風機製造業

×冷凍機製造業〔3483〕；空気調節装置製造業〔3483〕

3473 エレベーター、エスカレーター製造業

主として旅客または貨物用エレベーター、エスカレーターなどの製造に従事する事業所をいう。主として商工業用コンベアー装置の製造に従事する事業所は細分類3474に分類される。

○エレベーター製造業(旅客または貨物用のもの)；エスカレーター製造業

×コンベアー製造業〔3474〕

3474 荷役運搬設備製造業

主として工場、倉庫、鉱山その他産業用のコンベヤーおよび荷役運搬設備の製造に従事する事業所をいう。主としてエレベーターおよびエスカレーターの製造に従事する事業所は細分類3473に分類される。

○コンベヤー製造業；ローラーコンベヤー製造業；グレーン製造業；貨物取扱装置製造業；巻上機製造業

×エレベーター、エスカレーター製造業〔3473〕

中分類34—機械製造業（電気機械器具を除く）

3475 動力伝導装置製造業（ボールベアリング、ローラーベアリングを除く）

主として鎖伝導、変速機、減速機、歯車、クラッチ（機械型、水力型、磁力型）、シャフト、ベアリング（ボールおよびローラーベアリングを除く）の製造をおこなう事業所をいう。ただし、上記の部分品で自動車の機械的動力伝導装置の製造をおこなうものは中分類36〔3613〕に、ボールおよびローラーベアリングの製造をおこなうものは小分類349〔3494〕に分類される。

- 歯車製造業；軸、軸けい(頸)類製造業；平受軸、平受軸部分品製造業；ベルト調車製造業；ベアリング製造業（ボールおよびローラーベアリング以外のもの）；動力伝導用鎖（機械用、自転車用、オートバイ用）製造業
- ×ベアリング製造業（ボールおよびローラーベアリングを製造するもの）〔3494〕；変速機製造業（自動車用のもの）〔3613〕

3476 工業窯炉製造業

主として電気、石炭、ガス、油およびその他の燃料を使用する工業窯炉の製造に従事する事業所をいう。ただし窯炉用の電熱装置の製造に従事する事業所は中分類35〔3519〕に分類される。

- 窯炉製造業（工業用のもの）
- ×窯炉用電熱装置製造業〔3519〕

3477 破碎機、まし機、選別機械製造業

主として鉱山および一般産業に使用される破碎機、まし機および選別機の製造に従事する事業所をいう。

- ふるい分（篩分）機製造業；破碎機製造業；選別機製造業
- ×遠心分離機製造業〔3478〕

3478 化学機械製造業

主として一般化学製品製造工場などで使用される機械設備を製造する事業所をいう。

主な製品は（1）ろ（瀘）過機、分離機、吸じん（吸塵）機、圧搾機、（2）熱交換器、（3）混合機、かくはん（攪拌）機、ねつ（捏）和機、溶解機、造粒機、乳化機、（4）反応機、発生炉、乾りゆう（乾溜）炉、電解そう（槽）、（5）蒸発機、蒸りゆう機、蒸煮機、（6）乾燥機（赤外線乾燥装置および

中分類34—機械製造業（電気機械器具を除く）

誘電加熱装置を除く) (7) ばい焼(焙焼)機, 焼結機, 烧成機, (8) 吸收機, 洗じよう(洗滌)機, 吸着機などである。

主として醸造機械および搾油機械を製造する事業所は小分類346〔3461〕に、赤外線乾燥装置は中分類35〔3519〕に、高周波加熱装置は中分類35〔3569〕に分類される。

○化学機械製造業

×醸造機械製造業〔3461〕; 搾油機械製造業〔3461〕; 赤外線乾燥装置製造業〔3519〕; 高周波加熱装置製造業〔3569〕; コンクリートミキサー製造業〔3431〕

3479 その他の一般産業用機械、装置製造業

主としてその他の一般産業用の機械および装置の製造に従事する事業所をいう。

○潜水装置製造業; 潤滑装置製造業; 包装およびこん包(梱包)機械製造業
×ふいご製造業〔3472〕; 捕鯨砲製造業〔3469〕; 消火器製造業〔3491〕

348 事務用、サービス用、家庭用機械器具製造業

3481 計算機、金銭登録機、タイプライター製造業

主として計算機、製表機、簿記機械、カードせん(穿)孔機、分類機、金銭登録機、タイプライターの製造に従事する事業所をいう。

ただし、謄写版の製造は細分類3489に分類される。

○金銭登録機製造業; 統計機械製造業; 計算機製造業; 簿記機械製造業; 加算機製造業(そろばんを除く); タイプライター製造業
×謄写印刷機製造業〔3489〕; そろばん製造業〔3489〕

3482 ミシン製造業

主としてミシンの製造に従事する事務所をいう。

○ミシン製造業; 工業用ミシン製造業; ミシン組立業; ミシン部分品製造業(テーブルを除く)
×ミシンテーブル製造業〔2311〕

3483 冷凍機、温湿調整装置製造業

主として商業用および工業用冷凍機、冷蔵装置、製氷機、冷凍ちゃん列箱および温湿調整装置の製造に従事する事業所をいう。

中分類34一機械製造業（電気機械器具を除く）

主として氷を用いる冷蔵庫を製造する事業所は細分類2311に、電気冷蔵庫は細分類3521に分類される。

- 冷凍機製造業；製氷機製造業；冷蔵装置製造業；工業用温湿調整装置製造業；ルームクーラー製造業
- ✗冷蔵庫（氷を用いるもの）製造業[2311]

3489 他に分類されない事務用、サービス用、家庭用機械器具製造業

主として事務用、サービス用または家庭用で他に分類されない機械および装置の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は謄写版、その他の複写機、宛名書き、小切手記入、押印、まつ消（抹消）、せん孔（穿孔）などに用いる機械器具および営業用洗たく（洗濯）機、ドライクリーニング機、プレス機、計量ポンプなどである。

主として民生用電気機械器具の製造に従事する事業所は中分類35[3521]に分類される。

- 謄写版製造業；チエックライター製造業；事務用機械製造業（金銭登録機、計算機、タイプライターを除く）；計量ポンプ製造業；営業用洗たく（洗濯）機製造業；計算尺製造業；製図器製造業；そろばん製造業；娯楽機械製造業
- ✗金銭登録機製造業[3481]；タイプライター製造業[3481]；家庭用電気洗たく機製造業[3521]；真空掃除機製造業[3521]；電気こんろ製造業[3521]；T定規製造業[3949]

349 その他の機械、機械部分品製造業

3491 消火器具、消防装置製造業

主として消火器、消防装置および消防自動車のぎ装（艤装）に従事する事業所をいう。

主な製品は送水式動力消火装置、ほうまつ発生式動力消火装置、散水式動力消火装置および消火器などである。

- 消火器製造業；消防装置製造業；消防自動車ぎ装業

- ✗消防用自動車製造業[3611]；消防用動力ポンプ製造業[3471]

3492 管、付属品製造業

主としてパイプおよび配管用、液体およびガス調節用のバルブならびに機械のバルブおよびその部分品、付属品を製造する事業所をいう。

中分類34—機械製造業（電気機械器具を除く）

鉛管用ノズル、せん(栓)および類似の配管用品の製造に従事する事業所は中分類33[3331]に分類される。

○バルブ製造業；蒸気管バルブ製造業；コック製造業

3493 パイプ加工、パイプ付属品加工業

主として購入したパイプに切断、ねじ切り、曲げ作業をおこないもしくはパイプ付属品を取り付けたりする作業に従事する事業所をいう。

○異形管製造業(購入管によるもの)；パイプ加工業(購入パイプによるもの)

3494 ボールベアリング、ローラーベアリング製造業

主としてボールおよびローラーベアリングならびにその部分品の製造に従事する事業所をいう。主としてボールおよびローラーベアリング以外のベアリングの製造をおこなうものは小分類347[3475]に分類される。

○ローラーベアリングおよび部分品製造業；ボールベアリングおよび部分品製造業

×ベアリング製造業(ローラーおよびボールベアリングを除く)[3475]

3495 ピストンリング製造業

主としてピストンリングの製造に従事する事業所をいう。

○ピストンリング製造業

3499 各種機械、同部分品製造修理業（注文製造、修理）

主として自己または他人の所有する材料を機械処理して、多種類の機械および部分品の製造加工および修理に従事する事業所をいう。これらの事業所は一般に賃加工または請負加工などをおこなうもので、金属工作機械および他の動力付金属加工機械を据えつけ、多種多様の機械および部分品の製造加工または修理をおこなうものである。これらの事業所は、その業態に特徴があつて製造と修理とを分離しえないので、製品によつて分類する一般的の分類方法とは別に、修理活動をも含めて「各種機械、同部分品製造修理業（注文製造、修理）」という項目を設けてこれらの事業所をここに分類することにした。

中分類34—機械製造業（電気機械器具を除く）

ただし、修理のためにほとんど金属工作機械および他の動力付金属加工機械などは使用しないで機械の修理をおこなう事業所は大分類L〔8511〕に分類される。

- 機械、部品製造修理業(主な製品が定まらぬもの); 取付具製造請負業(主な製品が定まらないもの); 各種機械製造修理業(各種機械の製造と修理をおこなうもの)
- ×機械修理業(修理を専業とするもの)〔8511〕